料金メニュー表
（ビジネス応援プラン電力 1 型）

実施日　　2019 年 10 月 1 日
改定日　　2026 年 11 月 1 日

浜松新電力

「料金メニュー表（ビジネス応援プラン電力 1 型）」（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社が別途定める「電気需給約款（低圧）」（以下「本約款」といいます。）に基づき、当社の電気をご使用になるお客様に電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。

第 1 条　定義

次の用語は、本料金メニュー表においてそれぞれ次の意味で使用いたします。本料金メニュー表で用いられるその他の用語は、本料金メニュー表で別途定義される場合を除き、本約款において用いられている意味を有するものとします。

（1）一般送配電事業者

本料金メニュー表では中部電力パワーグリッド株式会社をいいます。

第 2 条　対象地域

本料金メニュー表で定める料金等その他の条件が適用される対象地域は一般送配電事業者の供給区域となります。ただし、離島は除きます。

第 3 条　料金メニュー

本料金メニュー表に規定する料金メニューは次のとおりとします。

需要区分		料金メニュー
低圧	動力	ビジネス応援プラン電力 1 型

第 4 条　ビジネス応援プラン電力 1 型

（1）適用範囲

次のいずれにも該当するお客さまに適用いたします。

イ．動力を使用すること。

ロ．一般送配電事業者が定める託送供給等約款の供給電圧が 100 ボルトもしくは 200 ボルトであること。

（2）供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

（3）契約電力

イ．契約電力は、契約主開閉器の定格電流に基づき、以下(ｲ)または(ﾛ)により計算された値（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）を参考に、1 年間を通じての最大負荷を基準として、お客さまからお申し出いただきます。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電力の値を引き継ぐものとします。

なお、以下(ｲ)または(ﾛ).により計算した数値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとします。

(ｲ)供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）　×　電圧（ボルト）　×　1　／　1,000

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

(ﾛ)供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流（アンペア）　×　電圧（ボルト）　×　1.732　×　1　／　1,000

ロ．一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

（4）料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

イ. 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力 が 0.5 キロワットの場合の基本料金は，契約電力が 1 キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、全く電気を使用しない場合の基本料金は半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	1,372.13 円

ロ. 電力量料金

電力量料金は、1 月の使用電力量により算定することとし、下記時間帯に応じた電力量をそれぞれ適用いたします。

1 キロワット時につき	10:00 から 14:00 以外	17.70 円
	10:00 から 14:00	15.32 円

（5）その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

第 5 条　実質的な再生可能エネルギー由来の電気の供給

本料金メニュー表により当社がお客さまに供給する電気は、その 100%を、再生可能エネルギー指定の非化石証書の持つ環境価値を付加した電気（実質的に再生可能エネルギー由来の電気）とします。当該電気の供給には、当社が別途定める「オプションメニュー（実質再エネ 100%メニュー(M) ）」が適用されるものとします。

第 6 条　本料金メニュー表の変更および料金メニューの変更・廃止

（1）当社は、料金メニューおよび供給条件等本料金メニュー表に定める内容を、あらかじめお客さまへご案内のうえ、変更または廃止させていただく場合があります。

（2）本約款および本料金メニュー表の他の規定にかかわらず、一般送配電事業者が定める託送供給等約款の変更により託送料金が変更された場合または公租公課が変更された場合、当社は当該託送料金の変更または公租公課の変更を反映するために必要な範囲で、基本料金および電力量料金を変更することができるものとし、お客さまはあらかじめこれに同意します。

附　則

本料金メニュー表は、2026 年 11 月 1 日以降最初に到来する計量期間等から適用します。

別　表

別表 1 （再生可能エネルギー発電促進賦課金）

（1）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお知らせいたします。

（2）再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

（3）再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ. 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その 1 月の使用電力量に（1）に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。

ロ. お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 4 月の検針日から翌年の 4 月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所において使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イ.にかかわらず、イ.によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。